

こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託  
プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

業務名	こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託
業務の目的	こどもみらいクーポン事業システムは、市内の小中学生を対象に、こどもたちが楽しみながら参加できる多様な体験プログラムを提供し、体験等を通じて達成感やモチベーションを高め、文化芸術・スポーツ事業（クーポンプログラム）への参加意欲を駆り立てる事業を実施するため、システムを使い、両プログラムのポイントの取得及び使用を誰でも簡単にできることを目的とする。
業務内容	「こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託仕様書」（別紙参照）に示すとおり
業務期間	契約の日から令和9年3月31日

2. 見積限度額

見積限度額は35,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、令和7年度は0円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※見積書を提出する際は、上記金額を超えてはならない。また、見積金額が提案した業務内容と大きく乖離する場合は、候補者として選定しないことがある。

3. 参加資格要件

次に掲げる事項全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) システム開発・管理業務に係る本市の入札参加資格を有していること。
- (3) 入札参加資格審査申請において、提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 指名開始日から受託予定候補者特定の日までの間、四日市市より入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (5) その他関係法令、規則等に違反していないこと。

4. 候補者の決定方法（全体スケジュール）

令和8年 1月16日 (金) 募集要項及び仕様書の公表  
令和8年 1月23日 (金) 質問、参加意向申出書提出期限  
令和8年 1月30日 (金) 質問回答  
令和8年 2月 4日 (水) 企画提案書等の提出期間開始  
令和8年 2月10日 (火) 企画提案書等の提出期限  
令和8年 3月10日 (火) プロポーザルの実施  
令和8年 3月10日 (火) 審査委員会の開催（審査）  
令和8年 3月17日 (火) 審査結果の通知

## 5. 参加申込

様式1「参加意向申出書」を持参又は郵送により提出する。

## 6. 質疑・回答

質問は、原則電子メールへの添付（様式6「質問表」）により受け付ける。回答は電子メールにより通知する。

## 7. 企画提案書・機能要件対応一覧表等の提出

「企画提案書作成要領」（資料1）・「こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託業者選考基準・審査要領」（資料2）を参照の上、企画提案書等の提出締切期日までに、一括して持参又は郵送により、12部（正副の区別なし）提出するものとし、分割提出は認めない。加えて、当該提案書等の電子データを1部（押印不要）提出すること。

## 8. 審査方法

「こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託業者選考基準・審査要領」（資料2）のとおり

## 9. 審査結果の通知

審査結果は、各応募者へ様式5「プロポーザル審査結果通知書」にて以下の内容を添付し電子メールにより通知する。

### ○審査結果

- ・通知相手先の順位と総合点数
- ・候補者の名称と総合点数

## 10. 提出書類の取り扱い

○提出書類は応募者へ返還しない。

○提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

## 11. 情報公開及び提供

提出された文書等については、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とする。

## 12. 契約

受託候補者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、参考見積金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、契約に際しては、仕様書等の内容を一部変更する場合がある。

また、当該受託候補者として特定された者と協議が整わない場合は、次点の提案として評価

した応募者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、次点者としての権利は、令和8年4月30日（木）をもって消滅することとする。

### 1 3. 問い合わせ先・書類提出方法

持 参	期日の午後5時まで	〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 シティプロモーション部 文化課 文化振興グループ（市役所9階）
郵 送	期日必着	
E-mail	期日の午後5時まで	bunka@city.yokkaichi.mie.jp
TEL/FAX	TEL:059-354-8239 /FAX:059-354-4873	

### 1 4. その他

○プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。

○応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはしない。

○次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ・定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・提案内容に虚偽がある場合
- ・応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合